

第 32 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時 2006 年 6 月 19 日 (月)

場所 財務省 中 422 会議室

議題

1. ラオス・ナムトゥン 2 水力発電プロジェクトにおける環境社会配慮について (WB・ADB)
2. ADB セーフガード政策の改訂について
3. ラオス・産業植林プロジェクトの社会影響のレビューおよび植林開発プロジェクトの環境社会配慮について (ADB)
4. 被影響住民への補償方針について (ADB・カンボジア国道一号線を例に)
5. サハリン 石油天然ガス開発事業プロジェクトにおける環境社会配慮について (JBIC・EBRD)
6. ベトナム運輸省 PMU18 における汚職問題に関する多国間金融機関の対応について (WB・ADB)
7. 日本の公的資金の供与とフィリピンでの人権侵害について (JBIC)

出席者:(敬称略、順不同)

【財務省国際局】

開発機関課:長谷川課長、土谷補佐、田染補佐、井原係長、関口係長、浅沼係長

参事官室:渡部補佐、中野補佐、宮崎補佐、和田係員

【NGO】

松本、土井、後藤、東(以上メコン・ウォッチ)、神崎、村上、清水(以上 FOE Japan)、川合、高橋(以上 JVC)、木村(真希子)(市民外交センター)、大内(TIJ)、中島(グリーンピース・インターナショナル)、柏木(日本湿地ネットワーク)、田辺、藤沼、江崎、木村(真理)、グプタ(以上 JACSES)、古沢(國學院大学)、岡(London School of Economics)、日向(芝浦工業大学)

1.ラオス・ナムトゥン 2 水力発電プロジェクトにおける環境社会配慮について (WB・ADB)

東:

ラオス・ナムトゥン 2 水力発電プロジェクトについては、財務省の定期協議で 97 年から取り上げており、10 回を超える協議をさせて頂いている。背景としては、NGO は繰り返しアジア象など希少生物に対する環境影響や、移転住民・漁業を営んでいる地域住民に対する社会影響、また経済的なリスクの大きさなどを懸念の声としてあげてきた。そういった中で、2005 年の 3 月 31 日に世界銀行(WB)が、そして 4 月 4 日にアジア開発銀行(ADB)が支援を決めた。この決定に対して、4 月 12 日に財務省・NGO 定期協議の特別セッションという形で、財務省から WB の理事会で日本政府がどのような立場を取ったのかご説明を頂いた。その中では、環境社会影響は非常に大きいと予想されているが、それに対して適切に対処することが重要であり、ラオス政府のガバナンスの弱さを認識した上でキャパシティビルディングを行いながら支援することこそが国際金融機関の役割であり、財務省としてもきちんと実施されていくよう見守っていく、というご説明があった。そのような状況を受けて融資が決定され、去年の 6 月に本格的な工事が開始され、現地の新聞報道によると順調にプロジェクトが進められている。その一方で

環境社会面については色々と疑問が起きている。1つ目が環境社会配慮策の遅れだが、例えば希少生物に対する管理計画、詳細な住民移転計画など、今年1月に完成すべき重要な文章が実際には予定よりも遅れている。また、伐採計画などに関しても計画が完成していないにも関わらず、現地では水没予定地で伐採が進んでいる。今までは筍などの非木材林産物にアクセスしていた住民がアクセスを制限される危険性がある。また、移転を予定している二つの村に関しても当初予定していた移転地が移転に適さないと分かったが、新しい移転先は決定していない。このままプロジェクトが進めば洪水などの影響を受ける危険性が出てきた。モニタリング体制なども出来ていないまま、工事だけが進んでいるのがNGO側の懸念である。実際に私も去年の11月に現地を訪問しており、また現地のラオスで活動しているNGOや現地を訪問している国際NGOなどの報告から、移転予定地の住民の懸念が伝えられている。例えば移転のパイロット村では、プロジェクトが支援して作っているキャベツの値段が移転当初の値段より3分の1まで落ちている。このまま他の村の移転が行われれば、更なる値崩れが起こることは容易に想像がつくし、本当に商品作物栽培が生計回復手段として上手くいくのか、疑問がある。また、家屋に対しては、7年間税金を払わなくてはいけないので、仮に商品作物栽培や生活改善プログラムがうまく行かなかった場合に住民達は自分の家を無償で手放さなくてはいけないのではないかと懸念を抱えている。このような懸念が現地で活動するNGOからあげられている。地域住民にとって重要な水牛の放牧地が用意されていない、プロジェクトの中では雇用創出が貧困削減につながると言っているが、現地の住民にとって条件の良い仕事は外から来た労働者に回ってしまって、プロジェクトでの雇用創出が現地の住民の利益に繋がらないという不満も現地の住民から出ている。

そこで、質問1は環境社会配慮策が予定通り進まない中で、プロジェクトだけが進められている状況に関してである。このような状況で、住民移転が始まれば、深刻な社会環境影響が生じることを懸念している。それに対し、WBおよびADBは融資・保証契約において、環境社会配慮上の対策が遅れた場合、どのようなレバレッジを持っているのか。具体的には環境社会配慮策は整わなければ、工事中断の勧告が出来るのか。我々としては環境社会配慮策が遅れている現状で、工事中断の勧告が可能であれば今すぐにも止めるべきだと考えている。一方、契約上難しいのであれば、WBやADBとして移転住民の生活改善をどのように確保するのかをお伺いしたい。

質問2は同事業の生計回復プログラムは、もともと稲作・放牧・林産資源の採取といった自給的な生活を送ってきた住民を賃金労働や商品作物栽培に転換させることを柱にしている。しかし、これまでもラオスの中で自給的な生活スタイルを貧しいと考え、外からの開発資金と技術によって現金経済に適応して豊かになれるという前提に基づいた開発プロジェクトは行われてきた。その中で大型ダム建設の住民移転計画はことごとく失敗に終わっている。その中でナムトゥン2が融資決定される前に我々NGOとしては商品作物栽培や生計回復プログラムは上手くいくのか疑問を挙げていたが、現地の実際の状況を見ると野菜の価格の暴落や、雇用労働が現地に還元されていない、住民のセーフティーネットである水牛や筍の採集が制限されているといった現状があり、我々の懸念が現実になりつつある。我々としては開発プロジェクトによる新たな貧困を創り出さないためには、生計回復プログラムにおいても商品作物栽培への転換ではなく、地域住民が元々営んできた水田や焼畑地による米の栽培、放牧地、林産資源へのアクセスを保証した影響緩和策が必要ではないかと考えるが、財務省の見解をお伺いしたい。

MOF 田染：

色々懸念点をご提議頂いたが、WB と ADB に確認を取った中で把握したことを含め、お答えしたい。まず、本年3月のプロジェクトの進行報告書では環境社会配慮策の進捗は遅れているとあった。確かに当初の予定よりも色々な面で遅れてきているのは事実だと思う。一方、3月以降に徐々に改善している状況も見られる。例えば、ナカイ高原の詳細な移転計画がまだ出来ていないという指摘があったが、詳細はほぼ詰められていて、現在は最終的な評価（appraisal）を待っている段階である。つまり、現時点でほぼドラフトが出来上がっている状態である。また、村ごとの詳細な開発計画を作ると聞いているが、これは今後2~3ヶ月を目標に取りまとめをしていくと聞いている。希少生物に関する管理計画については、細かい点だが、魚類、ナカイ高原陸上動物、アジア象などを含め、調査が進められている。魚類については川や地形的な調査（basin 調査）なども含め、今年5月に目処をつけ、9月に報告書が取りまとめられる予定。陸上動物についてはコンサルタントの調査が行われている。アジア象については本年5月にフェーズ1のスタディが終了しており、そこでは象の数・生息地・動向に関する評価が行われた。フェーズ1はそれで終了し、フェーズ2に入っているが、プロジェクトにおいて影響を受ける象の数や季節的な動向に関する管理計画を策定する予定であると聞いている。伐採の管理計画に関しては、WB が木の搬出計画のレビューを現在行っており、本年は少なくとも伐採した木の搬出は予定していないとのことである。モニタリングの件については独立モニタリング機関の組織・手続など検討は進んでいる。独立した組織、どこか委託するかなど、組織の選定に入っていると聞いている。これは可能であれば、今年の第三四半期を目標に活動を開始したいとのこと。プロジェクトの実施計画について、ドラフトはもう完成していて、7月までに最終版を取りまとめると聞いている。環境社会配慮対策が不十分な場合については、本プロジェクトにおいては各プロジェクトの専門家で構成された複数の組織やパネルがあり、その複数の組織が監視・監督を行いドナーに報告を行うという、マルチ・レイヤード監視メカニズムを行っていると言っている。複数の組織が監視・監督を行う中で問題を発見した場合は適切な是正策を検討する。このようにして、是正策がとられることを確実にしていくこととしている。例えばそのメカニズムの構成現場組織の1つにPOE(Panel of Environmental and Social Expert)があるのだが、再定住が十分に完了するまでは貯水池に水を入れる作業は行わないことになっているとのことである。そのようなことを踏まえて WB や ADB は他のドナーと進捗状況を注視していき、発電公社に対しては計画通りに進めていくように促していきたいとの回答を得ている。このような監視・監督体制を通じて WB や ADB も住民生活改善を進めていきたいと言っており、問題が生じた場合の対応は取るとのことである。現時点でどのような事態にどう対応するかまでは分からないが、必要性があれば工事の中断も検討可能であると聞いている。

質問2であるが、プロジェクトにより影響を受ける住民への生計回復プログラムについて、一般的には状況に応じて適切な対応が取られるべきであると我々は受け取っている。ただ、貧困削減のために商品作物栽培へ転換するのか、自給的な生活に対する影響緩和策が必要なのかについては、どちらを実施すべきか一概には申し上げられない。本プロジェクトについては、生計回復プログラムは事前の分析・住民コンサルテーションを通じて地域の状況・キャパシティを考慮に入れて策定されていると聞いている。また、ナカイ高原の住民移転に関して放牧地や商品作物に関する指摘があったが ADB に状況を確認したところ、生計回復プログラムの実施にあたっては、家畜の重要性は認識しており、移転先の放牧地を用意する準備のため、専門家による土壌の調査を入念に行っているとのことであった。また、商品作物の価格安定のためのマーケティング・スタディを実施しており、プログラムに反映させたいとのことである。こうした形で生計回復プログラムを有効なものとなるように色々な取り組みがなされている。しかしな

がら、当初の計画と異なる状況が生じ、このような取り組みが功を奏さないとのことであれば、プログラムの見直しなどを視野に入れて問題解決を行うことも必要であると考えている。我々としては住民の意向を十分に踏まえた措置が重要であると考え、WB や ADB がしっかりモニタリングを行っていくことは必要であると考えている。そういった動向に注視していく方向である。

東：

いくつか確認させて頂きたいが、WB や ADB としても環境社会配慮策が整わなかった場合に、工事の中断の検討も可能とのことであるが、融資契約などに WB や ADB のレバレッジとして確保されているのか。去年の財務省との定期協議の場でも、本プロジェクトはラオス政府のガバナンスが弱いと分かっている中で行っているプロジェクトであり、環境社会配慮の問題が出てきた場合に、それはラオス政府だけの責任には出来ない、WB や ADB や日本政府もきちんと監視していくという話だった。そうであれば、実際に工事中断の勧告を含むレバレッジがどのように確保されているかももう一度確認したい。

また、質問 2 に対して商品作物栽培がよいのか、自給的な経済がよいのかなどは、一般論では言えないと思うが、実際に分厚い社会管理計画が用意されていたこのプロジェクトで、地域住民への対応が遅れている。例えば、家畜の重要性が認識されているとのことであったが、それがまだ整っていない中で工事が進んでいる。例えば防水ダムが出来ればそこで洪水の影響が起きるので、(環境社会配慮策が整う前に)住民を移転させなくてはならないという事態が起こってくる。質問 1 と重なるが、本当に今までの生計手段が確保出来るのか。確保出来ないのであれば、工事は一時中断するべきであると思うし、商品作物栽培を年頭に置いた管理計画には疑問がある。融資承認から 1 年経った今の状況を受けて、財務省として生計回復プログラムをどのように見ているのかをご説明頂きたい。

MOF 田染：

質問 1 の融資契約で確保されているかに関してだが、申し訳ないが確認が取れていないので、お答えできない。この件に関しては、今後確認していく。先ほど言った、複数の組織を設けて専門家により監視していく中で問題が出てくれば、対応するメカニズムが出来ているので、このメカニズムに従い注視しながら進めていく。また、それに関連して現地で何が起きているか、どれだけ厳しい状況であるかなど我々に教えて頂きたいと思うし、そのような情報は我々としても WB や ADB を通じて伝えていくつもりである。生計回復プログラムに関しても、引き続きそのような形でフォローしていくつもりである。

神崎：

ひとつ質問だが、マルチ・レイヤード監視メカニズムを使われているとのことだが、そのメカニズムのモニタリングの報告書などは一般に公開されているのか？

MOF 田染：

現時点では報告書そのものに関して我々は確認していない。それも含め、確認したいと思う。

神崎：

サハリンでは、独立的にモニタリングした資料が改ざんされた経験があるので、このような報告書は、

定期的に公開して頂きたい。

川合：

JVC もこのプロジェクトの対象エリアで活動している。先ほど仰っていたが伐採管理計画で今の所、木の搬出予定はないとのことであった。しかし、現実問題として一部かもしれないが、予定よりも上のラインで伐採が行われている。それに対し、村人は不安感や不満を持っている。移転後も同エリアで竹の子やきのこなど林産物の採取を行うため、木の伐採があると、林産物の採取ができなくなってしまう。先ほどから「モニタリングをしっかりと行っていきたい」と仰っているが、末端では計画と異なって動いている。私の聞いている話では工期があるため、建設はかなり進んでいるが、環境社会面の部分への配慮が手薄になっている。モニタリングは是非しっかりと行って頂きたい。

土井：

環境管理と様々な部分で遅れが出ていることに関して、最近進捗があると細かくご報告頂いたが、そもそも遅れが出た原因を財務省としてどのように分析されているのか。我々としては、このような複雑なプロジェクトはそもそも無理ではないかという視点から来ているので、このような声が出るのは当然であるのだが、この点に関して財務省はどのように認識されているのか。今後、このような遅れが出るであろうという認識なのか、それとも改善されるということなのか、お教え願いたい。

MOF 田染：

WB や ADB とやりとりしている中で私が感じたことだが、仰る通り非常に難しい要素を多く含んでいるプロジェクトであると思う。それを慎重に行おうとすればするほど、きちんと調べなくてはいけないことがたくさんあると思う。そのため、また遅れが出るといったこともあろう。どのような要素があって全体的に遅れが出ているかについては、この場で申し上げるのは難しい。

松本：

チャド・カメルーンの時も工事は予定以上に早かった。ところが、収入をどうやって分けるかという計画は遅々として進まない。つまり、やりたくない部分は遅くて、やりたい部分は早い。ナムトゥン 2 に限らず、このような傾向はしばしばあることだ。そして、回遊魚は乾季・雨季の両方を見ないと分からないし、象の移動も乾季・雨季の両方を見ないと調査が元々出来ない。つまり、最低でも 1 年かかる。回遊魚の場合は 2 年見なくてはならないと思う。その年が例外かもしれないからだ。しかし、計画上は計画を進めたい人がいるのでそちらが最優先になってしまう。これについては関与している WB・ADB がしっかり止めておかなければ同じ様なことが起きる。逆に建設が終わったが、灌水することが出来ないといった状況に陥れば企業側が色々言ってくる。このようなことは今の時点から WB・ADB がしっかり言っておかないと、後から大きい問題として膨れ上がってくると思うので重要な所ではないかと思う。

2.ADB セーフガード政策の改訂について

田辺：

セーフガード政策に関しては、昨年 IFC のセーフガード政策改定において、財務省と色々議論させて頂いて、問題は残りつつも、改善すべき点は改善が見られている。ADB のセーフガード政策においても、ADB は借り手のニーズを強調している。本日も色々な ADB プロジェクトの問題点を指摘されている通り、

運用上での問題とセーフガード政策の問題と色々と指摘されている。したがって、借り手のニーズだけではなく長期的な視点で財務省・ADB に考えて頂きたい。ADB では 3 つの政策をセーフガード政策としている。環境政策・住民移転政策・先住民族政策の 3 つの政策を改定する作業を進めている。昨年 10 月にこの改定の方向性を示すディスカッションペーパーが公開されてコメントを受け付けた。我々が提出したものが参考資料として配られている。このディスカッションペーパーに関して 3 点ほど質問させていただきたい。

質問 1 について、ディスカッションペーパーでは、もともと政策文書に書かれていた詳細な規定を、OMs やガイドライン、ハンドブック等に移すことが計画されている。そもそも、OMs は理事会決議の対象ではなく、ガイドラインやハンドブックは CRP の遵守レビューの対象ではないことを考えれば、政策文書にある詳細の規定を OMs やハンドブックに移していくことは ADB のガバナンスやアカウンタビリティの低下につながるのではないかと危惧している。この点に関して財務省の考えを伺いたい。

質問 2 について、プロジェクトの融資前の基準からプロジェクト実施中の基準に重点をシフトさせるという提案がなされている。これまで問題が起こったチャシュマ灌漑プロジェクトや STDP を見るとプロジェクト実施中に問題等が出されてそれに対して ADB から改善点が出されるが、それがなかなか進んでいない。このような状況を見るとプロジェクト融資前にも見ていかなければならないし、仮にプロジェクト実施中の基準が低いのであればそちらを高めていくということ方向性がそもそもの方向性ではないかと思う。プロジェクト融資前の基準を弱めることはいかかなものかと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

質問 3 に関しては WB のほうでも借入れ国の国内制度（カントリー制度）の活用について昨年議論させていただいたが、ADB も借入れ国の国内制度を活用しようという提案が出されている。もともと ADB のセーフガード政策の運用に関してもこれまでも問題が明らかになっていて、果たして国内政策制度を活用したときにうまくいくのか懸念を感じている。それに加えて、今回このような形でディスカッションペーパーに提案されているが、結局どのように国内制度と ADB のセーフガード政策との同一性を担保していくのかということも書かれていない。WB は現在パイロットプロジェクトを行っているがこれを待って ADB は実施していくのか、これに関係なく実施していくのかということもわからない。これらの点に関して財務省の見解を伺いたい。

MOF 田染：

ADB にセーフガード政策についてだが、質問 1 は新しい政策には詳細な手続きを盛り込まず、オペレーションマニュアルやガイドライン、ハンドブックに盛り込もうとしていることが ADB のガバナンスやアカウンタビリティの弱体化につながるのとことだが、まず、セーフガード政策の体系については見直しのプロセスが去年の秋から始まったところで、これから議論していく。今度の改訂で政策、オペレーションマニュアル、ガイドライン、ハンドブックに具体的にどのような事項が記載されるかという点についてはこれから話し合っていくことであると承知している。従ってアカウンタビリティへの影響についてはまだこれから議論していくことになるが、非常に重要な事項は基本的にはコンプライアンスレビューの対象となっている政策やオペレーションマニュアルに書かれるべきであると考え、今回の改訂によって ADB のガバナンスやアカウンタビリティが弱体化することがないように我々としても見守って

いきたいと思っている。

質問2については、セーフガード要件による基準の重点を融資前からプロジェクト実施中にシフトさせることでレバレッジが低下するのではないかと、あるいはこれまでの問題が起こったプロジェクトを見ても、実施中の問題解決に向けた対応は遅くなっていて、融資前の基準を弱めることなくプロジェクト実施中の基準も強化するべきだという意見だったと思う。それについては、ADB 事務局へも改めてディスカッションノートの記載についてどのような意味か確認した。ADB の回答としては ADB の意図しているのは、融資前の基準を弱めることではなく、今までどちらかといえば弱いと言われていたプロジェクト実施中の成果にも今回の改訂により焦点をあてることによりバランスのとれたものにしたいということであり、基本的な方向性は同じものになると思う。我々としても ADB が十分に外部の人と協力することにより政策が策定され、今後とも実施の段階でも効果的なものになるようにセーフガードの遵守が継続されることが重要であると考え。

質問3については、ADB 事務局に確認したところ、国内制度の活用については、各途上国の制度の評価を行った上で、ADB 側のセーフガード政策との同等性が確認されて、なおかつその国のキャパシティが充分であることが判断されて初めて国内制度の適用の可能性を検討することになると聞いている。このような慎重なプロセスをとり、セーフガードの政策の質が低下することがないようにしていくということである。また、現在、ADB は Technical Assistance (TA) を行っており、途上国の国内制度の ADB セーフガードとの同一性について評価を実施している。具体的には途上国のセーフガードに関する法、規則、また、国、地方機関の行政制度について分析を行い、ADB の政策、手続や必要とされる制度基準の検討を行っているとのこと。当方としても、TA の結果なり ADB の調査報告を見ていきたい。また、ADB も国内制度活用問題の重要性を十分認識していると理解している。引き続き慎重にこの件については進めてもらいたいと考える。

田辺：

2点お聞きしたい。1点目は質問2で融資前の基準を弱めることなく、実施中の基準を強化するべきという方向性はADBと同じという回答だが、ディスカッションノートのパラグラフ19によると、この提案がでてきた背景を例示しながら説明しており、現行の政策では融資前の移転計画書を作る段階で多くの要件があるが、実際は詳細設計をした後に移転者数等が確定するという説明がされている。融資前の移転に関する要件を弱め、融資決定後の詳細設定後に要件をシフトさせるという方向性を感じる。問題は、例えば道路を作るときにAのルートにするかBのルートにするかで影響が違う可能性があり、どちらがより影響が最小化されるかを融資前にきちんと確認しておかなくては実施主体が詳細設計に入った段階で選択できる範囲は限られてしまう。果たして融資前の基準を弱めることなく実施中の基準を強化するという我々の方向性が、ADBの認識と一緒にあるかと疑問である。

2点目は、質問3のADB国内制度活用の件だが、WBが現在行っているパイロットの結果を待つて行うものか、それとは別に進んでいくものかを確認したい。

MOF 田染：

1点目に関してはそういった懸念があるということを受け止める。2点目に関しては、私自身認識して

いないので回答できない。そういった問題意識は共有したいと思う。

3. ラオス・産業植林プロジェクトの社会影響のレビューおよび植林開発プロジェクトの環境社会配慮について (ADB)

川合：

JVC は 1993 年からラオスの中部で主に森林保全の活動を行ってきた。主に土地森林委譲 Land Forest Allocation を行っている。ADB で 1993 年に産業植林プロジェクト (ITPP) が承認され実施された。2 年延長して、2003 年に完了している。完了報告の中でさまざまな問題が指摘されている。一番大きな問題としては、農業振興銀行 (Agriculture Promotion Bank: APB) 林野局を通しての事業実施だったが、当該 2 機関の実施能力が低く、架空の融資、貸付が多く発生した。また、農民の借金の増加という問題が実際に農村地帯でおきている。植林の質も低く、普及そのものがうまくいってなかった。結果的に “Unsuccessful” の評価を受けた。プロジェクトは不成功に終わっているが、今年 1 月に新たな植林プロジェクトとして植林開発プロジェクト (FPDP) が承認されている。ITPP のレビュー調査では、ADB のモニタリング自体が不足しており、調査そのものも限られたものになっている。更に、完了報告の中でも APB のローンや林野局の動きとして植林のクオリティについてはの調査は詳細に行われているが、実際には、プロジェクトが農村に与えた影響、環境社会的な影響についてはあまりレビューされていない。これに関しては参考資料 1、特に ITPP の問題についてはファクトシートを参照してほしい。実際に我々の活動を行っているカムアン中部で ITPP のプロジェクトに関して起きた問題の例としてナボー村の事例をあげている。土地取得プロセスにおける住民参加の欠如、村人への補償問題、賃金未払い等の問題がある。これらについては参考資料 3 に詳細を掲載した。これらの問題について、評価団が来たときに説明したが、結果的に完了レポートでは「プロジェクトの期間中、社会経済的には負の影響は報告されていない」と示されており、「しかし PCR の調査団はカムアン県で村人と個人の植林経営者の間で社会的な衝突があったと記している」と示されるのみであった。我々からの評価団への説明がなければ、社会経済的に負の影響は報告されない形で終わっていただろう。これは、我々の活動している村が特別ではなく、多くの村でこういった事例があると思われる。是非このあたり、実際の地面の部分、裏の部分での影響レビューをしていただきたい。なぜレビューの必要があるかという、今度新しく承認された植林プロジェクトでは、外資系の植林企業の誘致を促進する形で入ってくる。要は、土地確保、いろいろな手続き、実施にいたるまでを一元化し外国資本が入りやすい形にしようとしている。外国資本の大規模な産業植林が行われた場合、影響レビューを通してしっかり問題を把握しない限り、問題は広がるばかりと思われる。新しいプロジェクトでは実施機関が弱かったことで、ラオス植林機関 (LPA) という実施機関をつくり、全ての問題を解決することができ、プロジェクトはうまくいく、としているが、実際には LPA への懸念もある。LPA の中で「産業植林部門が環境社会配慮ガイドラインの作成、環境社会面を含む監査を担当する」としているが、同じ部門で大規模な外資系関係の産業植林企業の土地確保、管理を行っていくので、産業植林企業の利益と環境保全や地域住民の権利が対立した場合にきちんとした配慮がなされるかが大きく懸念される (当日配布資料 (写真付き) を参照)。刺激的な写真でかなり極端な例ではあると思うが、ラオスの中で今、植林がどのような形で行われているかを示すよい例である。荒廃林の問題がある。荒廃地に植林を行い、植生復活するという考えだが、実際には土地、森の区分をする時に荒廃林ではないところ、つまり優良な森のあるところに荒廃林の区分が行われ、伐採が入ることがある。これはボリカムサイ県で現在も進行中である。企業と末端の郡や県の農林局が癒着 (結託) しており、本来であれば森林法にも違反するような植林が行われている。ラオスの中で法律を作っ

たところで、実際どのように適用されるのか、また地方においてどのような問題が発生しているのかはほとんど中央の方ではコントロールできないと言われている。LPA ができてしまい、ここで外資の大きな産業植林が入ることで、農村地帯の住民の権利がきちんと確保されるのかどうか。新しいプロポーザルの中では住民参加を非常によく謳っており、なるべく住民に配慮した形で、と書いてあるが、実際成り立つのかどうか。LPA が第三者機関としての独立性を保てるかという意味では、末端でこのようなことをしているラオス政府とLPA が独立機関として、ガイドラインをきちんと設けてこのような問題にも切り込んでいけるかに大きな懸念がある。

質問2だが、(参考資料3:産業植林プロジェクトの問題と植林開発プロジェクトにおける対応の懸念点を参照) 荒廃林の問題で懸念しているのは、焼畑をどう捉えるかの問題だ。焼畑はラオスの中では荒廃しているエリアとされ、荒廃エリアが多いとして植林プロジェクトが推進されているが、村人は慢性的な5、6ヶ月の米不足の中、荒廃林といわれる場所(大体は焼畑地)が復活していく過程で筍、きのこ、山菜、様々な木の実などを採ることで補っており、林産物はとても重要である。新しいプロジェクトにも記載があるが、このような土地を村人から取り上げ、荒廃林とし、大規模植林として割り当てることになっているので、荒廃林、特に焼畑地をどう捉えるかを懸念している。また、参考資料3の中の表を参照して頂きたいが、この中で3つのポイントがある。荒廃林をどう考えるかと、土地取得・補償問題、苦情申立だ。土地取得に関してはLPA を設立しても、実際には県や郡の農林局が Land Forest Allocation を行っていこう。この時に、住民参加が確保できるか。住民参加といった場合、村長以外の、特に最も影響を受けるとされる村の中でもさらに貧困世帯の本当の参加を得ることができるか。LPA 自体は62名のスタッフになっており、それで広大な南部4県程を管理することになるが果たして管理可能か。他に地方においての法律実効性の問題もある。またもう一つは苦情申立について、ラオスは一党独裁社会体制になっている。村人が農林局などの行政官が来たときに声をあげることが可能か非常に不透明である。住民参加を謳っているが、Resettlement Plan にも Resettlement Committee を作って、というくだりがあるが、実際実行するのは県や郡などの機関となっているため、それらの機関に申立ができるか、またここから公正な補償が受けられるかが懸念されている。

MOF 田染 :

状況について詳しく説明いただき助かる。質問1だが、ADB に確認したところ、社会影響レビューをもう一度行うのは難しい。しかし、ADB は各プランテーションにおいて、例えば、社会的衝突(Social Conflict)がどの程度の範囲でどのような事が発生していたかなどは把握できなかったケースもあるのではないかと、また、プランテーション自体を今後どう発展させていくのか、マーケットベースに乗せていけるのか、という観点も含めて Follow up 調査を行っている。それを踏まえ、今後ITPPの Follow up を検討している。我々としてはプロジェクトを実施し、評価をし、問題点があればどのように Follow up していくのか、また次のプロジェクトにどのように生かすか、が重要と考えている。新しいFPDPについてはお話の通り。ITPPの教訓は、実施機関の能力に問題があり、決められたことを実行できなかったことにあるので、FPDPについては、LPA を設立し、専門家をきちんと雇った上できちんとプロジェクトを実行していくのが大きな方針である。しかし、これによりどれだけ独立性が確保できるかについては、これから進んでいく話であり、現時点では判断が難しいが、組織自体の意思決定の枠組みは独立した形となっており、スタッフについてもラオスの人を含めて外部から採用することを考えており、ゆくゆくは独立採算という形で行っていく。ADB 自体もプロジェクトがきちんと行われるように、特に不正や汚職が行われないよう、監査する権利を有しており、実施機関を引き続き監視していくことをコミットし

ている。

質問2についてだが、議題1のナムトゥンの話も少しオーバーラップしてくるのかも知れないが、自給的な生産活動を維持して行くべきなのか、産業植林によって貧困削減、所得増加をしていくのか、というのはやはりその状況による。同じプロジェクトでも場所によって判断が変わってくるので、そういったことについて、この場で答えるのは難しい。そういう意味ではFPDPのプロジェクトもADBの基準に沿って、様々なプロセスをきちんととり、その上で前のプロジェクトで犯した失敗をしないよう良いプロジェクトとなっていくことを期待したい。これは私の個人的な質問だが、こうした問題についてはどういうことを注視して見ていくべきなのかを教えていただきたい。我々はプロジェクトのドキュメントをみて、目的が何かなど話をし、現場の声を聞き、可能な限り情報を取りたいと思う。今回特にこうした話が詳しく出てきたので、我々としてどういう観点で考えて、何を重視して見ていったら良いのか、について何かご意見があればと思っている。

川合：

LPAができることで、かなり、大規模な外国資本、あるいは産業植林が入ってくると思うが、ADBがプロジェクトを行っている期間中はかなり監督が行き届くとは思いますが、LPAは初めてラオスにできるユニークな独立機関なので、プロジェクトが終わった後、ラオス政府が、更にたくさんの外国企業を呼び、現地の住民がより追い詰められる事態にならないだろうか懸念がある。LPAがプロジェクトが終わった後、きちんとした独立機関、第三者機関としてちゃんと機能していくかも懸念として挙げられる。また荒廃林の認定をどう考えるかについてだがラオス政府は焼畑自体を禁止し、商業作物に転換していく形になっている。なので、この辺りはラオス政府の政策もあり、荒廃林をどうとらえ、植林地とするのかは、実際には難しいだろう。焼畑は、3、4年の短期で行われると土壌の質が落ちてしまうが、10年くらいの長期で行うことは、持続可能な土地に合った米の栽培方法であり、認識もだんだんそのようになってきている。ただ、このことに関してはラオスの政府の政策がこうしたことを認める方向になっていないと難しいと思う。ただ、一つ言えることは、行政の圧力がない状態での村の人の十分な話し合いが必要で、トップダウンの国において、ボトムアップをどう行っていくのかをしっかりと実施する必要がある。ラオスには何らかの産業がいるのだろうと思う。植林事業に反対するというわけではなく、開発を行う上で、村の中の貧しい人が追い詰められてしまう例が多数あるので、そこにもかなり配慮が必要である。

東：

今の荒廃林の捉え方やLPAのあり方について、先ほどのナムトゥン2とも関連する点だが、住民たちが利用している土地が、政府と企業に有利な形で取られてしまうことによって、住民が生計手段を失う事態が起こっていたり、企業と行政機関が癒着していたり、それに対して住民が声をあげられなかったりということは、ラオスの中で前提条件としてあり、そういう状況でプロジェクトが行われていると認識している。実際にラオスに行って、現地でプロジェクトの現場を見ている者からすると、LPAがシステムとして素晴らしいものだとしても、それが、きちんと住民の声を聞けるのか、また本当に利害の関係を調整できるのか、本当に機能するのか、については非常に疑問を持っている。我々はこのプロジェクトがうまく進まないのではないかと懸念している。うまくいかなかったときに、このプロジェクトをどう扱うか、先ほどの話のつながりで言えばADBとしてはうまくいかなかったときにプロジェクトに対し

て、発言していく状況をどう作っていくのが重要である。現在 LPA をどう作っていくかということをお話し合っている段階だと思うので、今の段階できちんと ADB のレバレッジを担保する仕組みを作してほしい。

4. 被影響住民への補償方針について（ADB・カンボジア国道一号線を例に）

後藤：

第 29 回定期協議会で議題にあげたカンボジアの国道一号線改修事業を例にして話したいと思う。道路建設により悪影響を被った住民達が生活を回復するのが非常に困難な事例が数多く見られる。この背景には、補償は相手国政府が負担することになっているため、財政難などもあり負担したくないという状況が出てくるようだ。現地政府が負担できない場合は、最終的に影響を受ける住民がそのコストを被る結果になり、無視できないものである。ADB は 1995 年の被自発的住民移転政策の中で、ローンの一部として補償をカバー出来るということ盛り込んでいる。ただ、ADB は 95 年の政策にそのような記述はしているが、実施はしてこなかった。2000 年に行われたレビューにおいて初めて、住民移転の問題が多く見られるため、今後は補償費のローンでのカバーを検討して行かなくてはならない、と書かれている。WBWB も、2000 年の非自発的住民移転政策で同様の記述をしているが、実施はしていないと理解している。そこで、これまで ADB や WBWB が援助資金を移転費用へ使用してこなかった背景に国際的な約束等があったのか、2000 年以降、WBWB やや ADB が実際にこの政策を適用したケースがあるのか、ご存知であれば教えて頂きたい。

質問 2 は具体的な話でカンボジア国道 1 号線の改修事業に関してだが、カンボジアには住民移転に関する政策と法律がない。そのため現在、ADB の技術支援により政策の策定がおこなわれており、WBWB も ADB と協調している。これまで、カンボジアでは ADB 支援による 7 つの援助プロジェクトで住民移転の問題が発覚しており、これは ADB の理事会でも報告され問題視されている。このような過去の教訓を活かして、ADB や WBWB が持つ政策のスタンダードを落とさないかたちで、カンボジアの移転政策を作っていくと働きかけていると理解しているが、カンボジア政府はこの移転政策の実施を細かく決める sub decree に関して、援助事業と政府事業で内容を分けたいと ADB に言っていると聞いている。要は、援助が絡む事業に対してだけ、補償を再取得価格でおこなうなどの高い基準を適用し、政府の事業にはそれを適用しないということだ。これに対して ADB は、そのようなダブル・スタンダードは受け入れられない、基準は一本化する必要がある、とカンボジア政府に働きかけているようである。我々も一本化するべきだと思うが、財務省の見解をお伺いしたい。

質問 3 だが、カンボジアにおける国道一号線の改修事業は二つの区間に分かれている。ひとつは ADB 融資の事業で 105km の改修だが、この後に日本政府の無償資金協力で 55km の改修が行われる。この無償事業自体も 3 つの期に分かれており、第 2 期目の無償資金協力が今年の 6 月 12 日に決定された。よって、早ければ今年中にも数百世帯規模での移転が始まると思っている。日本の外務省は、ADB 融資区間で起こった住民移転の問題を活かす努力は行っており、例えば、代替地の提供を補償の中に含めることなどはカンボジア政府と合意している。しかし、家屋など土地以外の資産への補償に関しては、ADB 融資事業の教訓を活かしているとはいえない。この背景に、日本政府としてどのような方針で補償をするべきかの明確な基準を持っていないことが挙げられる。例えば、ADB や WBWB は移転する際に Replacement Cost（再取得出来る費用）を補償に含めなくてはならないと政策に書いているが、日本政府はそのよう

なものは持っていない。外務省や JICA は ADB や WBWB と協調していかなくてはいけないといった発言はしている一方で、どのように強調するのかは不明確であり、自分達の政策を持たずに移転を始めようとしている。現在 ADB の技術支援によりカンボジア政府がつくっている移転政策が出来るまで、例えば Replacement Cost で補償するといった具体的な基準を持たずに、新しい政策がそれを求めれば適用するという。それまでは、従来の補償の方法で住民の人々を移転させることを認めるようである。ただ、ADB は、カンボジアの移転政策の sub decree が出来るのは、早くても 2008 年と言っている。その場合、今年移転させられた住民は 2008 年まで、適切な額での補償との差額を受け取るのを待たなければいけない。また、既に家屋が移動してしまった後に新しい方法で評価することも難しい状況が想像出来る。これらに関してどのような対応を取っていくかは明確にされていない。ADB が働きかけている再取得費用での補償を求める新しい政策が通った場合、追加的な補償をすることになると思うが、追加的な補償はすでに ADB の融資機関で上手く実施されていないという現状もあるため、現地では強い懸念が挙げられている。更に、質問の 2 で述べたように、移転政策の sub decree の一本化を ADB、WBWB、特に日本などのドナーが一緒になってカンボジア政府を説得していかなくてはならない現状の中で、日本の外務省が過去のやり方を認めてしまった場合、過去の問題を繰り返さないために政策を策定しようとしている ADB や WBWB の足を引っ張ることになるのではないかと我々は懸念している。そこで、質問だが、ADB や WBWB は日本政府（外務省）に補償方針の調和化を訴え、その上で適切な環境社会配慮をカンボジア政府に求めていく必要があると考えているが、財務省の考えを伺いたい。また、国内で外務省と直接話す機会があれば、財務省が議題として挙げて話し合うことが出来ないのか。以上についてお伺いしたい。

MOF 田染：

まず、質問 1 だが ADB で確認した所、2000 年以降の適用例としては、2002 年の 12 月に理事会承認されたラオスの道路案件で Northern Economic Corridor Project と言ってラオス、中国、タイを結ぶ事業があるとのこと。もし何か詳細など確認する必要性があれば、教えて頂きたい。また、最近まで移転にかかる費用に資金を流用できなかった背景に、ドナー間で国際的な約束があったという事実はないとのことである。

質問 2 については、ADB は現在カンボジアの住民移転政策、土地収容法および住民移転に関する sub decree の作成支援を行っている。ADB によるとカンボジア政府は住民移転についてダブル・スタンダードではないひとつのスタンダードで策定することに ADB と合意しており、国際的なスタンダードに則った規則となるよう作業が進められているとのことである。つまり、ダブル・スタンダードになることはないという回答を得ている。

質問 3 だが、策定見込みについてだが、TA ペーパーだと 1 年～2 年となっていると思うが、確認したところ、今年中に策定することを目指しているとのことである。あと、外務省・JICA の補償方針の点についてだが、一般的には ADB、WB といった国際機関と、日本政府との援助協調は進んでいると理解。本件については外務省・JICA の方針というものを我々としても承知していないので、外務省・JICA と直接ご協議願いたい。

後藤：

質問2のご回答で、今年中に策定を目指していると伺ったが、ADB 自身が出しているペーパーがあり、それには早くても 2008 年と書いてある。私も ADB の担当者の何人かと話し、そのように聞いている。もしかしたら ADB 内部でも理解が違うのかもしれない。

MOF 田染：

それはいずれにせよ、現時点での見通しであると思う。

後藤：

質問3だが、これまでの定期協議の中で財務省と外務省が ODA の方針について話し合う場があると聞いた記憶があるが、そのような場で外務省の方針について財務省が口を出せないということなのか？ ADB の融資事業で起きた問題に対する懸念が現地から挙がっており、それが繰り返される状況が明らかでも、それは外務省の方針だからという理由で対話はしないのか？

MOF 長谷川：

援助政策の方針を1ヵ月に一度ぐらい集まって話す機会があった。最近では海外戦略会議という新しい枠組みが出来たので、そちらの方でいろいろと議論されていることと思う。逆に聞きたいのは何故みなさんが外務省や JICA に言えないのか、財務省から言う価値はあるのかということ。

後藤：

我々は話していないわけではなく、きちんと ADB、WB、外務省、JICA の担当者とも話している。ただ、なかなか我々だけが言っても動かない。例えば、ADB が日本政府と調整をしたり、財務省と外務省の中で調整したり、色々出来ることもあるのではないかと考えたので、そのような場があるのであれば是非活用して頂きたいと思う。

松本：

このような場だから言うが、ADB 側からも「日本の市民社会からも言ってくれ」と言われるほど、ADB と日本の外務省との間でもなかなかうまく調整が出来ていない。我々も当然言っているのだが、ADB や WB を所管している財務省も同じ日本政府なのだが、外から見れば同じ日本政府なのに外務省は再取得価格の補償をしないが、財務省は再取得価格を補償する ADB を所管している。そこについては、質のレベルの整合性があっても良いのではないか。

MOF 長谷川：

ひとまず、懸念は受け取っておくが、現地のタスクフォースなどが良いのか。あるいは、他の形が良いのかは分からない。

後藤：

カンボジアでは、ドナー会合の中にインフラのテクニカル・ワーキンググループがある。ADB と JICA が共同議長になっているが、今回の事例からも、その間でうまくコミュニケーションが取れていないように見える。JICA も ADB も何度も会合を持っているらしいのだが。我々も ADB の担当者とも何度もやりとり

をしているが、「話が通じない」と聞いている。よって、財務省、外務省、WBWB、ADB、JICA、JBIC などドナーが一度に集まって話し合う場を設けるとか、補償や政策方針を一本化していく場を設けるなど、情報共有や協議をおこなう場を設けることを提案しているが、現状としてまだ実現していない。

土井：

ADBの移転担当でこの件を扱っている方にはJICAと積極的に話そうという気持ちがあると理解している。そこでADBの最大出資国なりが更に一押しすれば担当者としてもやりやすいのではないか。

高橋：

確か、去年の2月にパリのOECDで援助の調和化という議論があったかと思う。日本も積極的に関わってきた話だと思うが、調和化と言っても必ずしもドナー間の調和化だけではなく、きちんとやるためにも日本政府内での調和化、多国間や二国間などもきちんとやるのも大事なのではないのか。特に日本のODAの場合は縦割りのためはっきり見えてこなかったのが、調和化をきちんと図っていくのであれば、そのような話し合いをしていくよう体制を改めて作っていかなくてはいけないと思う。それは援助の色々なルールの中で後藤さんが仰っていたように、ある種の統一性を持った制度設計をしていくべきだと思う。

MOF長谷川：

JICAは再取得価格での補償方針は全くないのか？

後藤：

ない。

松本：

JICAは明確にそれを言わない。基本的に拒否している。

後藤：

再取得費用での補償だけが生計回復のための方法ではないが、これは最低基準だと思う。生計回復をどうやって確保するのかの議論に進むまでも至っていない。

5. サハリン 石油天然ガス開発プロジェクトにおける環境社会配慮について (JBIC・EBRD)

村上：

プロジェクトが大規模で問題も多岐にわたるため、今回は背景と質問とに分けさせて頂いた。質問から入るが、サハリンプロジェクトは既に融資要請から3年経っており、融資を検討してEBRDは既にパブリックコンサルテーションを終えて、今年の9月までに最終判断をすると聞いている。同じく協調融資という形で検討しているJBICも4月に開かれたSEICのパブリックミーティングの席で融資検討の最終段階に入っていると発言している。質問1に入るが、環境影響評価(EIA)とは事業が環境に及ぼす

影響について事前に予測や評価をし、事業に関わる環境の保全のための措置を検討するためのものである。つまり JBIC のガイドラインに記載されている「プロジェクトが負の影響を回避又は最小化すること」を目的とし行われるものであると思うが、このサハリン プロジェクトの場合は 2003 年にロシア政府の許可を得た EIA が融資機関のもつ政策の国際基準に達していない不十分な点があるということで、補遺版が作成されることになった。この補遺版が公開されたのが 2005 年 12 月で、既に建設工事の 60% 終了している段階だった。こうした状況から結果的に影響を未然に防ぐこと、回避あるいは最小化することが出来ないという状況になっていると考える。サハリン に限らずこうしたことは起こるものだとは思いますが、今回の場合、あるいは一般的でもよいので融資機関はこうした状況に対しどのような対応が可能なのかを伺いたい。

質問 2 は EBRD に質問するが、3 年間の融資審査の間に様々な懸念が挙げられた。その中で希少な野生生物のククジラの保護を行うために独立パネルを設置すること、また 800km のパイプラインが 1000 本以上の河川、中には重要な鮭が産卵する河川があるが、その河川を横断する際に、独立したモニタリングを行うこと。この 2 点において、独立した専門家がこのプロジェクトに関与するということがあった。前者のククジラの専門家パネルは国際自然保護連合 (IUCN) が召集した形で進められて、最初のレポートは 2005 年 2 月に出された。このとき勧告として重要だった点は「最も慎重な対応は工事を一時中断して、餌場周辺での工事を遅らせるべきである」というものだったが、そうした対応がとられずにこれまで工事が進んできたという経緯がある。そして今回参考資料として提出したが、今年 5 月に IUCN 事務局がサハリンエナジー社の CEO にあてたレターの中で、サハリンエナジー社が専門家グループの取り組みに対して真剣に答えていないという懸念が IUCN 内部で挙げられているとある。もう 1 つ独立機関が関わったパイプラインの河川横断に関しては、非常に問題が多く一時は EBRD が融資審査を延期すると決断したほどであったが、独立モニタリングチームを入れて、又モニタリング結果を公表することによって透明性の高い工事を行うことで対応することになっていた。そのモニタリングチームが作成していた報告書をサハリンエナジー社がウェブサイトで公開する際に中身を書き換えて公表していたという事実が分かった。これも今年の 5 月に分かった事だ。こうした状況が、コンサルテーションが既に終了し、融資判断の時期が近づいているところで明らかになっているという、独立機関すら機能していない状況があるが、これに対する対応をお伺いしたい。

質問 3 は、サハリンは非常に日本に近いということで、日本の保護種である鳥類が渡りを行うため、重要な生息地となっている。日本の野生生物の専門家等も開発の影響についてこれまで何度も懸念としてあげている。本日は日本湿地ネットワークの柏木さんも一緒にきて下さっているが、こうした懸念がありながら、サハリンエナジー社はオオワシなど日露渡り鳥条約で保護指定されている鳥類の重要な生息地であるチャイボ湾を海底パイプラインの代替ルートとして選んだ。この結果自体、非常に受け入れがたいものであったが、チャイボ湾を交差するに当たって、冬場の鳥が居ない時期に工事を行うという緩和策をとれば大丈夫だと環境文書に記載していたし、アクションプランとして公約の中にもチャイボ湾での建設工事は冬場に行うと書いていた。しかしこの度、サハリンエナジー社は鳥類の重要な繁殖期である 5 月、又 6 月現在も工事を行っていることが明らかになった。日本の保護種である鳥に対するこのような状況に対し、今後融資機関としてもそうだが、日本政府としてどのような対応をするのかお伺いしたい。

質問 4 は、JBIC はこのサハリン プロジェクトに対し、環境に対する懸念が大きいということで 2004 年 10 月からサハリン フェーズ 2 に係る環境関連フォーラムを開催してきた。これまで 9 回行われたが、実は 9 回とも EIA 補遺版が公開される前に行われた為、結果的に参加者は何度も懸念を挙げ続けたが、十分な情報がないままという状況であった。EIA の補遺版が公表されて以来、明日初めて JBIC 主催のフォーラムが開かれるが、4 月にサハリンエナジー社主催のパブリックミーティングが行われた場で、JBIC は「9 回にわたるフォーラムで挙げられた皆さんの意見が反映されているものと考えている」ということで、融資検討の最終段階にあると述べている。JBIC は何を根拠に融資判断をしたのか、我々としては説明責任を問いたいところであるが、財務省としては JBIC の説明責任はどのようであるべきだと考えているかお伺いしたい。

質問 5 は、このプロジェクトで生産されるエネルギーの大半が日本に送られるという点で、日本のエネルギー戦略においても重要である大規模なプロジェクトだが、これまでの経緯からみても環境への影響が大きいと考えている。またロシア政府と事業者（日本企業も含まれている）が結んだ生産分与協定において、実際にロシア政府に入る利益は、事業者が投資をした費用を回収して、実質収益が 17.5%を超えた後に発生することになっている。これはロシア政府に不利であるといわれているが、去年 7 月に事業費が倍増し 2 兆円規模になって、さらにロシア政府に不利になり、これに対してロシア政府はまだ許可を出していない。我々の懸念として現地のサハリンにどのくらいの利益が発生するかという点のみをみたい。ロシア政府は 2005 年 1 月に新たな連邦法を発表したが、それによると生産分与協定に基づいて分配される全ての収益は、直接連邦政府の予算に算入されることになっていて、サハリンに入る利益はごくわずかであるとされている。このような中で、パイプライン建設や港湾工事によってサハリン経済の 3 分の 1 を支える漁業資源に影響が出ており、また自然環境、生物資源にも影響が出ている。また、北部に先住民族が 3500 人ほど生活しているが、先住民族に対する対応も十分になされていない。そもそも、プロジェクト開始前に先住民族開発計画ができていなければならないが、それが、つい最近出来上がったとのことである。その中身をみると補償として年間 30 万ドル程度支払われるというが、単純計算で一人当たり年間 100 ドルにも満たない。また建設工事が終了する 2008 年には雇用の機会が減少すると考えられ（現地では 2008 年問題と言われている）、その後には現地に何が残るのかという懸念がある。こうした事を踏まえ、この事業は果たして持続可能な開発といえるのかという点をどのように考えているか、お尋ねしたい。

MOF 中野：

EIA の補遺版が提出される前に工事が進んでしまった時点で、適切な配慮が取られていなかったという指摘だが、この件については、JBIC と EBRD にそれぞれ問い合わせたが、昨年 12 月に EIA 補遺版が提出される前も、事業者は様々な意見に配慮して工事を行っており、好き勝手に進めていたわけではないと聞いている。事業者としては可能な範囲で環境への影響緩和を図るべく、専門家の意見を取り入れるため、工事の中止や変更した箇所もあると聞いている。JBIC にしても EBRD にしても、現在進んでいる工事に関して現地に行って調査をしているので、昨年 12 月に出された EIA の中身だけで決めるということではなく、これまでに行われてきた工事についての環境影響への配慮が許容できる範囲かどうかも含め、融資の検討を進めているということである。

MOF 土谷：

2 問目については IUCN がサハリンエナジー社に宛てた書簡についてと、5 月の EBRD 総会の期間中に報道された河川横断工事のモニタリングレポートの改ざんについて EBRD の事務局に対して確認した。IUCN の書簡については、指摘にあったような表現は含んでいるが、全体として見ると、これまでパネルが行ってきたことを SEIC 社側も意を尽くしていくべきだという注意喚起的な内容だと受け止めている。今のパネル自体が機能していないということではなく、引き続き現在のパネルも活用して、本件についてよりよい解決がなされるよう努力していきたいと考えている、と書いてある。個人的にもこの書簡を何度も読んでみたが、指摘にあったような内容は正直に言ってあまり感じられない。特に最後の文面では、今後ともこの枠組みを使って進めていきたいという意思表示も含まれていると感じる。もう一つの、河川横断工事のモニタリングレポートについて改ざんがあったという指摘については、現在精査中であるとのことで、明確な答えはもらえなかった。ただ、時間のかかる話ではないと思うので、“改ざん”という指摘についての回答は近々得られるのではないかと考えている。感触としては、“改ざん”というのは言いすぎ、というのが向こうの認識ではないだろうか。ここはファクトの認識の問題で、事務局に聞いたときにそのような答えであった。

MOF 中野：

質問の 3 は、チャイボ川のパイプライン横断の工事は約束が違っていたのではないかという指摘であるが、この点についてはサハリンエナジー社が 5 月にどのような工事を行っていたのかという事実関係を JBIC もまだサハリンエナジー社に確認中であるという答えをもらっている。質問の「背景」でも指摘をいただいているが、環境緩和計画において、繁殖期にあたらぬ時期に工事を行うという約束が守られているかどうかについては、事実関係についてサハリンエナジー社からの回答を待っている状態であり、現時点で私からお答えできることはない。ただあくまで一般論として申し上げれば、仮に 5 月に何かしらの工事が行われていたのかということであれば、その工事がどのようなもので、希少種等にどのような影響を与えているのか、その影響を回復することは可能なのかについては、専門家のきちんとした検証が必要になってくるが、まだ事実関係を承知していないので、サハリンエナジー社からの回答を JBIC が受けて、今後の動きを見ていくということである。

質問 4 は、環境フォーラムを今まで 9 回行ってきているが、今後 JBIC は説明責任をどのように果たすのかという指摘であるが、今週 20 日と 22 日に JBIC が前回の続きとして環境フォーラムを開催することになっている。説明責任という観点からは、こうした機会を通じて、質問に提示されている「数々の懸念に対して、環境ガイドラインに照らして JBIC 自身が何を問題としており、遵守するためにはどのような対応を行い、その結果どういう変化があったのか」という点を含めて、JBIC がレンダーとしての現状認識や考えを可能な限り説明していくことが重要であり、そうした対応を行うことが JBIC の説明責任であると考えている。

質問の 5 は、PSA 協定の内容とサハリン島の住民にとっての持続可能性に関する指摘であるが、PSA 協定は、ロシア連邦政府、サハリン州政府、サハリンエナジー社が 1994 年に締結したものであるため、今後も 3 者はこれに従ってプロジェクトに関与していくと聞いている。また、サハリン島の住民にとっての持続可能性については、今年の 4 月に、サハリンエナジー社がサハリン先住民の生活を社会経済面から支えるための開発プランを策定したと聞いていて、この中では先住民の伝統的な経済活動の支援、保健、教育、文化やキャパシティートレーニングといった持続性の観点からみ

て必要な支援策が実施されることになっている。ご指摘の通りサハリンエナジー社は毎年金額にして 30 万ドル程度の資金負担を行うと聞いている。この金額が足りないのか十分のかということについては、今この場で答えることは難しいが、JBIC や EBRD は、この計画も踏まえて、社会影響面での配慮がなされているかについての審査を行っていると言っている。財務省としても先住民族や雇用問題も含めて、社会影響への配慮が中期、長期的に確保されていくことが重要だと思っている。

村上：

2 番目の質問について、IUCN のレターが、「パネルはサハリンエナジー社が言うことを聞かないから解散だ」ということを言っているわけではなく、今後も継続してクジラ保護のために関わっていきたくて言っていると思う。しかし、実際に専門家が提出したレポートをはじめ、調査、評価した中で出てきた勧告に対してサハリンエナジー社がどれだけ応えたかについては疑問だ。専門家のレポートを見ても、例えば一時中断して、という予防原則があったが、その後に餌場のすぐ近くに掘削リグを設置したという結果がある。また、設置の際の対策、例えば音に関して十分ではなかったという指摘が出ている。また、今回の IUCN のレターには、サハリンエナジーの「実施可能な範囲で」という言葉が非常に不透明であり、勧告に対する対応が十分でないという懸念が書かれている。このことは一番初めのレポートでも書かれており、変わらない懸念としてずっとあると思っている。関わった専門家にとっても、勧告を出してもそれが取り入れられることが非常に難しい状況と、レターの中にもう一つ書かれていることは、サハリンエナジー社が IUCN のパネルを設置したことを「国際ベストプラクティス」であり、IUCN がプロジェクトに対してグリーンライトを出していることと宣伝していることに対して、専門家としてはそんなことは言っておらず、そのようなことを言われるのは心外だといっており、すでにグリーンライトが出ているといった表現は使わないでほしいということ、2 点が挙げられている。つまり、独立機関としてこのプロジェクトに関わることは、調査を行って評価をし、勧告を出してもそれが取り入れられない、さらには、それが宣伝として利用されてしまうこともあるということだ。このように関わっている人にとっては非常に難しい状況があるということとそこに透明性が確保されなければ、企業によって独立機関として出したレポートの内容すら、評価せず誠実に扱ってもらえないという事実がある。資料として配布しているケース 2 をみると、鮭が産卵する重要な河川についての記述であるが、元レポートでは 12 月 23 日から 29 あるいは 30 日までの 6 日間、川の流れが上下合わせて 400 メートルの範囲で止まっていた。つまり、そこにあった鮭の卵は全て死滅してしまったということが書かれている。公開されたレポートでは、その内容は「河川現場で砂利は用意されていなかった」。これが“改ざん”でなくて何なのかと思う。このプロジェクトを改善しようと、あらゆる機関があらゆる試みをするわけだが、このように独立機関として入っても、実際に評価したことが反映されるのが非常に難しい、あるいは評価したことで透明性が確保されていなければ、このような扱いを受けるという事態がある。ここで私が疑問として問いたいの、どういった処置をすればこの事業を改善できるのかということである。質問 1 にもつながるが、補遺版が公開されるまでの長い期間、確かにいろいろな関係機関の人達が働きかけをしてきたのは事実であると思う。しかし、果たして実際にどの程度開発における状況が変わったかと言えば、我々の見解としては、補遺版は出来たが、開発現場で工事の影響を回避、あるいは最小化するための措置が行われたかという、そうではないとみている。これだけの大規模開発が行われる際に、果たして一企業の判断によって、そこに住んでいる人達の生活、あるいはそこに生息する野生生物の運命が簡単に決められてしまって良いのだろうかと思う。もう少し別の関わり方、融資機関、あるいは国レベルの関わり方かもしれないが、何らかの対処ができないものかと思う。非常に大きな疑問でお答え

にくいかもしれないが、そうしたことをこのプロジェクトを通じて感じている。例えば日本の野生生物専門家は鳥類に限らず、ききやく類（アザラシやトド）の専門家の方たちが自主的にEIAのデータを分析しレポートを出している。しかし、そうしたものに対して何の判断もないままこのプロジェクトが行われている。サハリンエナジー社はパブリックミーティングの中で、日本の野生生物専門家の方たちに事業に協力して欲しいと働きかけているが、IUCN等が関わった独立した専門家が入る取り組みであっても、勧告が実際に取り入れられない。あるいは透明性がなければレポートがこのような扱いをされる中で、日本の野生生物の専門家が「入ります」と言える状況ではとてもない。このような中で6月現在でもチャイボ湾で工事が行われていると我々は聞いている。EIAに関しても、今現在で工事の75%が終わっているが、融資機関の関与の限界というのかもしれないが、このプロジェクトは、日本政府にとっても重要なプロジェクトであり、日本の企業も入っており、日本がこのプロジェクトからエネルギー資源を得てくる中で、何らかの対応がとれないのか。融資機関の範囲、あるいは融資機関を超えた範囲でも何かできないものだろうかと思う。

柏木：

JBICの環境社会配慮ガイドラインによれば、環境への影響が懸念された場合は、まず回避する。それが出来なかった場合には代替措置を考えるということである。今回は繁殖時期に入ってしまったっており、なおかつ工事が進んでおり、そのことを公表もしない内にそうしたことが起こっているとすれば、環境のためにきちんとやっているという判断は出来ないのではないかと思う。そのような観点から、もしJBICが融資を決定する形になれば、日本政府としてそのまま受け入れてよいのかということに疑問に感じている。

MOF 中野：

6月現在も工事が行われているというのは現地のNGOからの情報なのか？

村上：

チャイボ湾で工事を行っているとの情報は、実はEBRDの総会でEBRDのスタッフから聞いた。それはEBRDが現地に行った際に工事を行っている人から聞いたとのことだ。我々は現地のNGOの方に情報収集して頂いて、それが事実であると明らかになった経緯がある。

柏木：

希少種の鳥（ハマシギのサハリン固有亜種）の繁殖期の場合、孵化が6月中旬（6月20日ぐらい）である。そのためには3週間前くらいから抱卵を始めなくてははいけないし、その1週間前には繁殖地に到着して安全な抱卵の場所を探していく訳だ。その時にその場所で工事があった場合に、それまでの二年間の調査で営巣が発見された場所ではないというが、チャイボ湾が餌を取る場所であることは疑いようがないし、そのように営巣地や採餌場に近い場所で工事が行われた場合に全く影響がないかと言えば、かなり心配である。オオワシ等の個体数の問題でも最初のEIAと今回の補遺版を見ると、他のデータと合わせたとしか考えられないデータが出てきている。このように、正確な情報がないままに生息地の破壊が進んでしまっている状況の下で専門家が鳥類に対する対策の検討を任されても、出来ることは、工事の全てが終わったあとの補償措置を考えることしか取れないのであれば、専門家としては何が出来るのか？やることなどないのではないのか？としか思えない。このような中で、日本政府として何ができる

のか、または立場をお聞かせ願いたい。

MOF 中野：

EBRD からの情報とのことだが、我々はまだその情報を確認できていないので現時点ではコメントできない。いずれにせよ、この点については、JBIC がサハリンエナジー社に事実関係を照会中と聞いている。「そうであれば早く確認して欲しい」というのはごもっともで、早く事実関係を確認しそれを踏まえた上で議論していかなくてはいけないと思う。いずれにせよ、そのような問題があるという御指摘は JBIC にも伝えておきたい。

木村（真希子）：

今、先住民族の話が最後に出たのでその関連についてひとつお伺いしたい。開発は先住民族の土地権や資源権を侵害してきたということで国連の先住民作業部会などにおいて先住民族の権利に関する国際基準が発達してきた。こうした経緯があり、ADB や WB でも独立したマニュアルや先住民族政策を作り、事前の合意などをかなり幅広くカバーしている。しかし、残念ながら JBIC では一つの項目しか挙げられていない。それはどうしてなのかが素朴な疑問である。WB や ADB と同じ様なことをやっていて、何故このようなことが起きるのが一つ。

もう一つは、そのような国際的な基準が発展してきたこととして、国連の経済社会理事会の下に先住民族問題フォーラムというものがある。そこでは去年と今年、テーマが MDG であったこともあり、国際金融機関や二国間ドナーに対しても先住民族に対して同意を取ったり、補償を取ったりするべきだ等の色々な勧告が出た。当然、この際に日本政府の代表も来ていたので、私は先住民族の補償や同意面で進展があったかと期待していたが、去年から今年にかけて何も無い。私も今年、その会議に参加したが、国連代表部の方に日本に情報を送ってください、財務省にも関連しているので情報を伝えてくださいと言ったが、そのような内容を聞いているかお伺いしたい。もし受け取っていないのであれば、財務省も関わる部分があるので、少なくとも受け取って何らかのリアクションをすることを我々は期待しているので、どのような対応が考えられるのかをお伺いしたい。

MOF 中野：

最初におっしゃった「JBIC は一項目しかない」とはどういうことか？

木村（真希子）：

環境社会配慮ガイドラインの中には入っているのだが、単独のガイドラインとしては無い。環境社会配慮ガイドラインの中の一項目だけしか書いていないということだ。やはり、他の WB・ADB が幅広くやっているのに、JBIC は何故そのようなガイドラインを作られていないのか。

MOF 中野：

残念ながら御指摘の情報は私は承知していない。私見ではあるが、今の環境社会配慮ガイドラインだが平成 15 年から使われており、策定されたのは平成 14 年である。その当時ではそれなりに世界的に見て他の金融機関と比べても遜色のないものであったと聞いている。もしかしたら、その後国際社会でレベ

ルアップがあったのかもしれない。そうした先住民族問題に関する国際会議の動向を詳しく承知していないので誤りかもしれないが。

MOF 渡部 :

先住民問題に関してはあまり知らなかった。もしこのような資料等があれば、是非教えて頂きたい。

6. ベトナム運輸省 PMU18 における汚職問題に関する多国間金融機関の対応について (WB・ADB)

松本 :

ワールドカップたけなわであるが、ベトナムのサッカー賭博に端を発した汚職事件が問題になっており、大臣が辞職し、副大臣が逮捕されている。もちろん、政治的にも重要な問題ではあるが、一方で ODA 資金の流用が現地で頻繁に報道されている。ベトナムの報道を全て信用するかという論点があるにせよ、これが事実であればベトナムという ODA の優等生のように思われてきた国に対して日本が多額の援助を続けてよいのかといった疑問を投げかける事件となっている。問題になっているのは運輸省の PMU18 だけであるが、WB の場合は二つのプロジェクトがあるという報道がなされている。しかし、ADB の場合は PMU18 が直接関与している事業がないということが背景にあるため、問題がないという報道もなされていると伺っている。

このような背景の中、質問 1 は、ADB はどのようなチェックを行い問題がないと結論づけたのか？あるいは、それは報道であるので、実際は引き続き調査を継続しているのか？質問 2 は、WB の PMU18 に関する融資案件は何か？報道によると調査団を派遣するとのことであったが、既に派遣しているのか？具体的にどのような調査を行う予定か？もし終わっているのならその結果を教えて欲しい。質問 3 は、PMU18 は 8 億円以上がサッカー賭博に投じられているという大きな問題であるが、これは特殊なケースなのか？それともベトナムの制度的な問題と捉え、抜本的な対策が必要と財務省は考えているのか？質問 4 は 6 月 9 日～10 日にドナー会合の中間会合が開かれたと思うが、この件に関しての報道はあまりなかった。この場で WB はベトナム政府に対しどのような対応を求めたのか？あるいは、他のドナーと共に求めたのか？最後に、多国間ではこれは大きな問題となっているが、参議院での答弁を聞いていると、二国間についてはしりごみしていると感じる。汚職の問題は二国間ではセンシティブであり、相手国の主権もあるため難しいと言われてしまうので、MDBs がリードする形で共同歩調の下取り組んでいくことが効果的であると思う。財務省はどのようなお考えをお持ちか？

MOF 田染 :

最初のご質問の ADB はどのようなチェックを行ったのかということに対して、ADB に確認したところ、ベトナムにおける過去の全ての案件を精査した結果、PMU18 をカウンターパートにしているものはなかったとのことだった。従って、この件に関しては問題がなかったという結論を出している。ADB は今回の事件を受け、ADB に関するプロジェクトの管理体制の見直しを現在進めている。先月末に ADB の監査局のミッションをベトナムに派遣して、ADB に関係するプロジェクトについてまず交通省の調査を行った。最終的な報告は出ていないが、少なくとも ADB の資金管理については問題ないとの結論が出ている。今後、年末までにもう一度 ADB の監査局からミッションを送り、交通分野以外についても、管理体制を調べる方向で調整中である。

MOF 土谷 :

質問 2 についてだが、ご指摘の通り、WB の PMU18 に関する融資案件は 2 つあり、1 つは Second Rural Transport Project で、2000 年 2 月に融資承諾されている。もう 1 つは Road Network Improvement Project で、2004 年 5 月に承諾されている。WB の本件に関する対応についてだが、今月初旬から現地に調査団を派遣している。この 2 件の内、どちらかが英国の The Department for International Development (DFID) との共有案件であり、DFID と共同で調査団を派遣している。見通しとしては、今月中に調査を終え、その結果をまとめたいと聞いている。調査自体はあくまで内部の調査として扱っているため、調査結果がどのように扱われるかについては承知していない。

MOF 宮崎 :

今回の事件を PMU18 だけの特殊なケースとして対応するのかという質問だが、本件への対応は外務省が中心になる。しかし、わが国からの円借款を含む ODA 資金の不適正使用という報道がされているので、財務省としても大変憂慮している。現在ベトナム側が調査を行っているが、わが国としては、早期に真相を解明し、厳しく対処するようにベトナム政府に求めていく考えである。また、もしわが国の ODA 資金の不適正使用が判明した場合には、厳格な対応をとらなければならないと考えている。PMU18 の問題については、本件事件は本件事件として解決しなければならないと考えている。他方で、本件事件は PMU18 だけの問題ではなく、ベトナム全体における汚職を含むガバナンスの改善を図るよいチャンスと捉えなければならない。わが国は、そのような制度改善のための措置について具体的な行動計画を策定するように、ベトナム政府に求めていく考えである。本件事件の原因や背景についての財務省の認識はということだが、現在ベトナム政府当局の調査が行われているので、わが国としてはその調査結果を注視すると共に、情報収集を進めていく考えである。

MOF 土谷 :

質問 4 についてだが、最近の CG 中間会合で本件についてどのような議論が行われたのか？あるいはその中での WB の役割はどうだったかということだと思ふ。本件そのものについてどう取り上げられたかという答えは直接いただいているが、ドナーとしては、WB に留まらず、汚職という問題が包括的な取り組みを有する重要な問題であるという認識の基、ベトナム政府の取り組みを称揚したいということであった。これに対して、ベトナム政府は、現在調査を行っているとのことであり、7 月中旬頃に結果が出る。ベトナム政府の方から調査内容の結果と共に、包括的な汚職の対応を考えて、できれば次回の CG 会合までに何らかの報告を行いたいという話を聞いている。

MOF 宮崎 :

5 番目の質問についてだが、円借款や無償協力においても、PMU18 が実施機関になっている案件が少なからずあり、これに対してどういう調査を行っていくかに関しては、外務省が中心となっていくと思ふ。いかなる調査を行うか検討するにあたっては、ご指摘の通り MDBs やその他のドナーから適宜情報収集しながら、適切な調査方法をとるよう検討していきたいと思ふ。

松本 :

二点発言すると、汚職という微妙な問題ではあるが、レポートの公開については WB・ADB 共に積極的に

考えていただき、内政に配慮しながら可能な範囲で公開してほしい。なぜなら、WB・ADBの資金が使われているのであれば、WB・ADBに説明責任があるわけなので、事実関係を明確に把握した範囲で表に出していく必要があると思う。また、調査方法や何を調査しているのかということも重要である。報道では、手抜き工事をして浮いた分をピンハネしているという指摘がなされている状況であるが、実際どういう調査をするのか。WBの例だが、2000年2月に承認された農村の道路網についての案件では40省に及んでいる。40省一つ一つの区間で入札して見積もりをしているのか？あるいは40省全てで一括して入札しているのか？40省全部で一括してやっている場合は、見積もりも何もないためその後に水増しの確認ができない。そのあたりの方法も含め、具体的にどういう調査をしているのかを明らかにしないと、今回の事件の背景がわかるかどうか判断がつかない。少なくとも調査方法に関してはできるだけ早く公開されることを望んでいる。

大内：

入札の方法に関して、EUとアジア諸国の入札方法についての集中的な検討会が6/28～29にインドネシアのバリで開かれる。その動きも参考にさせていただければと思う。

MOF 長谷川：

調査方法を公開してから結論を動かすことはない。一括受注は考えられないので、帳簿を一枚一枚見ながら対応せざるをえないと思う。WBはベトナムにオフィスがあるにもかかわらず、本部から専門家を特別に雇って送っているのだから、私自身は公正にやっていると思っている。公表の方法に関しては、ベトナム人の名前を公表すれば、その人はすぐ死刑になるという社会であるので、私のほうからもベトナムの担当者に公表の話はしたが、すごくセンシティブな話なのでよく考えさせてくれとのことであった。ただし、松本さんが指摘したように、お金にかかわる面だけを公開するということは考えられるので、そのぎりぎりの線は考えていると思う。

松本：

受注の件について、ご存知かもしれないが、無償資金協力としてメコンデルタの橋の案件がある。報道によると、8mの川幅で100mの橋を造り、現地の人たちはそこを渡るのにわざわざ上らなければならないということであった。また、当初の計画が1000万円だったが1億円にあがったとも報じられていた。これは報道の世界ではあるが、それに対する佐藤経済協力局長の答弁が、日本の場合一括であり、一つの橋にいくらという見積もりはしていないので、1000万円を1億円にといった評価はできないというものであった。もしWBが同じ方法であれば、40省にまたがっているため一括でやっている可能性があるのだから聞いた。逆に言うと、WBが40省にまたがる農村の道路について一つ一つ入札をしっかりとやっているのであれば、我々は日本の外務省もやるべきではないかということができる。その点は非常に重要な方法であると思う。

MOF 長谷川：

実際の入札に関しては全くわからないので、いいかげんなことも言ったかもしれない。ただし、確認をする際に、40省にまたがっているが、その相当の部分を抽出して検討を加えるということは、調査団をワシントンから派遣して行っているわけだから当然調べていると思う。

7. 日本の公的資金の供与とフィリピンでの人権侵害について (JBIC)

神崎：

FOE-Japan ではサンロケダムをはじめ、フィリピンのいくつかのプロジェクトをモニタリングしているが、フィリピンで非常に気になる動きがあるので、その件に関してお話をさせていただくと共に財務省のお考えをお伺いしたい。気になる動きとは、軍が住民運動や住民リーダーに対して圧力を高めている現状である。今日お配りした参考資料（参考書類 10：日本の公的資金の供与とフィリピンでの人権侵害）にいくつか JBIC が行っている事業でどのような警備体制がしかれているかが載っている。例えばボホール灌漑プロジェクトなどでは、フィリピン国軍、またフィリピン国軍にトレーニングされた市民武装自警団(カフグ)が警備にあっている。裏面の写真を見て頂くと、ボホール灌漑事業でのプロジェクトサイトにフィリピン国軍とカフグのキャンプ、駐屯地まである。我々が非常に懸念しているのは、プロジェクト形成およびプロジェクトにおいて、軍の圧力によって住民がものを言えないことである。一方、プロジェクトとは直接関係がないが、2001 年のアロヨ政権発足以降、合法的な活動を行う活動家や住民リーダーが次々と殺害されている。新聞記事をお配りしたが、5 月末までに 600 数十人が既に殺されている。これは根拠のないことではなく、例えばアムネスティ・インターナショナルもこのような事態に対し非常に懸念していることを表明している。あるいは、2003 年に国連人権委員会の方でも公正な事実調査をするようフィリピン政府に勧告をしている。そのような中、5/16 にフィリピンのサンロケダムの反対運動をしていた住民団体のリーダーが殺害されてしまった。同じくサンロケダム事業の反対運動をしていた CPA (コルディエラ民族同盟) の地方幹部が 6/8 に殺害されてしまったという状況である。これも一連の市民活動家の殺害と関係しているのではないかという懸念も否定できないということからいくつか質問させて頂く。

質問 1 は、ボホール灌漑事業の警備体制について JBIC にお聞きしたところ、町長や市民等の護衛として軍や警察が入ることはあるが、事業者が警備を依頼したとの事実はないとの回答を頂いた。実際にはプロジェクト地で軍や警察が警備をしているという事実があると我々は認識しているが、日本政府としてはどのように把握しているのか？

質問 2 は、事業地での武装した軍や警察の警備が必要であるかお聞きしたい。

質問 3 は、フィリピンの人権侵害に日本政府として何か対応されていることがあるのか？

質問 4 は、プロジェクトの中には円借款事業 (ODA) も含まれており、その基本となる ODA 大綱には途上国における民主化の促進、あるいは基本的人権や自由の保障状況に十分注意を払うということが記載されているわけだが、フィリピンではそのようなことが確保できるような体制がもともとなくなってしまっているのではないかと思う。現在もフィリピンへの円借款事業が検討されているが、検討される前に国内の状況を改善するようにフィリピン政府に求める、あるいは改善されたことを確認する必要があると思う。これに関して、すぐに支援を止めるよりも、支援をしながら民主化等の配慮を促したいとお考えかもしれないが、その場合には ODA 大綱の項目をどのように確保できるのかをお聞きしたい。

MOF 渡部：

質問 1 についてだが、JBIC が実施機関に確認した結果、主に三点あり、実施機関は軍や警察にこの事業

の警備を依頼したという事実はないが、夜間事業用の機材の護衛を軍や警察に依頼しているとのことである。また、軍や警察が市長等の護衛として事業地に立ち入ることがあるという言い方をしている。二つ目は、フィリピン国軍と市民武装自警団はサンロケダム建設現場付近にキャンプ地を有しているが、事業の警備のために設けられたものではないとのことである。三つ目として、実施機関の知る限り、軍や警察が事業への抗議活動を理由に影響住民に対して直接的な影響を及ぼした事等はないという回答をしているとのことである。いずれにしても、実施機関が軍や警察を導入して、住民の反対意見や反対運動に対して圧力をかけているという報道があるが、現地で活動されている NGO の情報も注視しながら、事実関係を確認していくことが第一であると思う。

質問2について、軍や警察の警備は必要かということだが、事業地での警備の必要性については治安状況に応じてフィリピン政府が個別に判断するものとの立場をとっているため、日本政府としてはコメントのしようがない。

質問3の人権侵害に対して政府はどのように対応しているのかについては、我々は円借款の方からしか見ておらず、円借款事業との関連性というのは明らかになっていない。円借款部隊としてはフィリピン政府による捜査の動向をみていくことになる。外務省はもっと広く見ているかもしれないので、政府全体の意見としてはわからない。

MOF 宮崎 :

ODA 大綱との関係についてだが、ODA 大綱には実施にあたって、例えば国連憲章の諸原則を守ることや、環境と開発を両立させることその他に、ご指摘の発展途上国における民主化の促進、基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払うことが規定されている。わが国としては、規定されている通り、その他の国と同様にフィリピンにも ODA 円借款を供与するにあたっては、民主化の促進や基本的人権及び自由の保障状況に十分注意しなければならないと基本的に考えている。ご指摘があったのは、新たな ODA 供与を検討する前に、人権侵害状況の改善をフィリピン政府に求め、改善されたことを確認すべきということだと思うが、これも事実関係の確認が大事だと思っている。現地で活動されている NGO のみなさんの情報を受け止めて、今後も十分注意を払っていかねばならないと思う。その上で、円借款供与を検討したいと思う。

神崎 :

事実関係の確認は非常に重要であると思うが、政府からの情報だけであると偏ってしまうと思う。何をもちいて事実確認ができるのか難しいとは思いますが、幅広く情報収集していただければと思う。また、引き続きこちらからも情報提供させていただきたいと思う。

MOF 長谷川 :

前回から期間が空いたので、非常に内容がリッチであり、勉強になることも多かったと思う。個別のことに関してあまり申し上げることはないのだが、ナムトゥンについては、あれだけ準備したにも関わらず、少しずつ遅れてしまうという状況に懸念を感じている。まだ始まって1年しか経過していないのに、もういろいろな遅れをみなさんからご指摘頂くというのは残念だ。ただし、本当に何かが起こった場合は、WB も ADB もここで失敗したら終わりなので、真面目に対応するはずだ。引き続き情報提供お願いし

たいと思う。

ADB のセーフガード政策の改訂については、IFC とは違うので、同じような目で見えていただくと困る。また、これは時間のかかる話であり、我々は全く認識していなかった。皆さんの問題意識をインプットさせていただいたのは非常に有難い。

ラオスの問題については、終わった事業についても新しい事業についても全く認識していなかった。教えていただいて有難いではすまない問題かもしれないが、対応が必要かもしれない。他方、ラオスの人たちは自給自足の生活が出来るのだから何もなくてよいのではないか？ということだが、これは開発の根本問題に関わる非常に難しい問題であると思う。あまり手を出さなくてよいという意見もわからなくはないが、そこはバランスあるいはやり方の問題であると思う。

被影響住民への補償問題もあまりよく分からなかった話だが、国際機関で齟齬が生じているというのは往々にしてある問題で、ADB、特に WB は自分がトップを走っていることを自慢していて、他の組織についてくると考えているので、その間において多少落差が生じるということはあると思う。

それからサハリンの問題について。少なくともこの一年間で変わったのは国策事業であるけれども、無理して進めるのは止めようということであると思う。よって、天然ガスが必要だから送ってくれ、石油が必要だから早く送ってくれということではなく、EBRD は EBRD なりに満足のいくまでコンサルテーションしてほしいと思う。

ベトナム PMU18 については非常に懸念しており、それなりの調査がなされると思う。ただし、公表の問題については、先ほど申した通りうやむやになってしまうことはないと思う。それからもう一つ言うならば、こういったものが出てきた背景について WB のウォルフオビッツの汚職防止政策がよい効果をもたらしているのではないかと思う。私自身、WB が国内問題についてやるのはあまり賛成ではなかったが、しかし、キャンペーンが始まってみると、こういった問題を WB が前にでてやってくれと、上に乗っかれるわけなので、そういう意味で WB に期待をしたい。

最後の人権侵害の問題についてだが、いろいろな情報を集めるべきだと思うので、こういった場も是非積極的に活用したいと思う。